

# 大崎上島町町長交際費の支出基準

## 1 基本的な考え方

交際費は、町長が行政執行上又は町の利益のために町を代表して外部と交際するために要する経費であり、その執行に当たっては、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 199 条の 2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定に留意し、公務上又は社交儀礼上必要な相手等に限るとともに、その支出額も社会通念上妥当と認められる範囲内とする。

## 2 支出の相手方

交際費は、次の者（団体を含む）に対して支出することができるものとする。

1. 大崎上島町の事務事業と直接かつ密接な関係にある者
2. 町政について顕著な功績があった者
3. 災害又は事故等にあった者
4. その他前各号に掲げる者に準ずる者として、町長が特に必要と認める者

## 3 支出区分

### 1. 儀礼的経費

御祝、御見舞、香典、生花、餞別その他の慶弔等に係る儀礼的な経費

### 2. 社交的経費

各種会合等に出席する際の会費・研修会負担金・懇談費その他の社交に必要な経費

### 3. 前 2 号に掲げる経費以外で、これに準ずる経費

## 4 支出基準額

別表のとおりとする。なお、それ以外の事案が発生したときは、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額とする。

## 5 その他

この基準は、適正な予算執行のため社会経済情勢の変化等に配慮し、適宜見直しを行うものとする。

## 附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4項関係）

## 交際費の支出基準額

区分	対象者等	金額
儀礼的経費	1 激励祝金 全国大会又は世界大会に出場する団体又は個人で、町長への面会があるとき又は町長が応援に行くとき（町が出場に対して補助金等の負担 もしくは奨励金等の交付を行っている場合を 除く。） (1) 団体 (2) 個人	1 団体3万円 1人1万円
	2 会合等への出席祝金	1万円以内（会費等が明記されているときは、その金額とする。）
	3 その他	1万円以内
	1 病気見舞	1万円以内
	2 災害見舞	1万円以内
	生花 教育委員・区長等、特に町長が必要と認めた者	地域慣習による実勢額の範囲内
	餞別 町の事務事業と直接かつ密接な関係があった者	1万円以内
社会的経費	その他 町政運営上必要な儀礼的経費	社会通念上妥当と認められる額
	会費 町政運営上有益な団体等との飲食を伴う会合	提示された額
	懇談会 町政運営上有益な交際を目的とする懇談	社会通念上妥当と認められる額
	負担金 町政運営上有益な研修（視察）を目的とする負担金	社会通念上妥当と認められる額
その他		同 上
その他の経費 町政運営上必要な交際に要する経費として、町長が特に認めたもの		同 上